平成29年度　第72回（第73回冬季）国民体育大会岡山県予選会

実　施　要　項

公益財団法人　岡山県体育協会

関 係 競 技 団 体

第72回(第73回冬季)国民体育大会岡山県予選会
実　施　要　項

1　趣　　旨　　第72回(第73回冬季)国民体育大会岡山県予選会を開催し、県民スポーツの代表的競技者の発掘、育成を図るとともに、第72回(第73回冬季)国民体育大会の各競技の岡山県代表選手となる候補者を選考する。

2　主　　催　　公益財団法人岡山県体育協会　各競技団体

3　後　　援　　岡山県　岡山県教育委員会

4　実施競技及び期日　　国体正式40競技　特別１競技　別表のとおり

5　参加資格　　第72回(第73回冬季)国民体育大会実施要項総則（別紙）及び各競技別実施 要項による

6　参加別及び期日　　別表のとおり

7　第72回(第73回冬季)国民体育大会岡山県予選会役員

役　職　名	氏　　名	
顧　　問	大本裕志 岡﨑　彬 梶川政文 千田博通 竹井千庫 千原多美子 古矢博通	公益財団法人岡山県体育協会副会長
大会会長	越宗孝昌	公益財団法人岡山県体育協会会長
大会副会長	松井　守	公益財団法人岡山県体育協会専務理事
大会委員長	各競技団体代表者	
大会副委員長	各競技団体理事長	
大会委員	公益財団法人岡山県体育協会理事	
	久本洋士	公益財団法人岡山県体育協会事務局長

（別　表）

競技日程と会場一覧

No.	競技団体名	期　　日	種別・種目	会　　場
1	陸上競技	7月8・9日	全種別	岡山県陸上競技場
2	水　　泳	7月1・2日 7月16日	競泳 飛込	児島地区公園水泳場
3	サッカー	4月1・9日 5月14・21日 5月28日、 6月3･4･10･11日	成年男子 女子 少年男子	灘崎町総合公園・シティライトスタジアム 備前市総合運動公園他 美作ラグビーサッカー場他
4	テニス	4月8・9日 6月24・25日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	岡山県備前テニスセンター
5	ボート	6月17・18日	全種別	百間川ボートコース
6	ホッケー	6月4日	全種別	赤磐市熊山運動公園多目的広場(人工芝)
7	ボクシング	4月22日 7月8・9日	成年男子・成年女子 少年男子	関西高校 関西高校
8	バレーボール	6月18日 6月24日 6月25日	成年男子 少年男子・少年女子 ビーチバレー	旭化成体育館 県立岡山東商業高校 渋川海水浴場
9	体　　操	6月4日	体操競技　全種別 新体操　　少年男女	ジップアリーナ
10	ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ	5月21･28日 6月4･18･25日 7月2･16･23･30日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	真備総合体育館・倉敷市民体育館 笠岡スポーツセンター 六番川水の公園体育館
11	レスリング	7月30日 7月1・2日	成年男子 少年男子	倉敷高校武道館 倉敷高校武道館
12	セーリング	6月3･4日・7月17日 7月15・16日	成年・少年ﾚｰｻﾞｰ級 上記以外の種目	牛窓ヨットハーバー
13	ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ	6月4日 6月3・4日･8月18日	成年男子 少年男子	倉敷四十瀬ウエイトリフティング場
14	ハンドボール		成年男子･成年女子 少年男子･少年女子	※県予選会については全試合を対象とし 選手選考を実施。
15	自　転　車	6月25日	成年男子・少年男子	玉野競輪場
16	ソフトテニス	5月28日・6月11日 6月24日 7月8日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	岡山県総合グラウンドﾃﾆｽｺｰﾄ 岡山市浦安総合運動公園テニスコート 岡山県総合グラウンドﾃﾆｽｺｰﾄ
17	卓　　球	7月15日 7月15・16日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	笠岡総合体育館
18	軟式野球	5月6・7日	成年男子	倉敷運動公園野球場他
19	相　　撲	7月8日	成年男子・少年男子	岡山市営奥市相撲場
20	馬　　術	5月20・21日 6月17・18日	全種別	蒜山ホースパーク
21	フェンシング	6月25日	全種別	県立西大寺高校体育館

No.	競技団体名	期　　日	種別・種目	会　　場
22	柔　　道	７月２日 ６月24・25日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	岡山武道館
23	ソフトボール	６月11･12日、６月17･18日 ６月11･12日、６月17･18日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	美咲町中央運動公園・久米南町民運動公園 美咲町中央運動公園・久米南町民運動公園
24	バドミントン	６月24日 ７月15・16日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	総社市きびじアリーナ 倉敷商業高校体育館・倉敷中央高校体育館
23	弓　　道	５月14日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	玉野市営弓道場
26	ライフル射撃	６月18日(SB・AR・AP) ６月24日(BR・BP除く CP) ６月21日 (CP)	少年男子・少年女子 全種別 成年	御津ライフル射撃場 県立高松農業高校 岡山県警学校射撃場
27	剣　　道	３月19日 ４月16日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	岡山武道館 ジップアリーナ
28	ﾗｸﾞﾋﾞｰﾌｯﾄﾎﾞｰﾙ	４月23・30日 ５月28日 ４月８日 ４月15・23日 毎週月・木練習会	成年男子 少年男子 女子	水島緑地福田公園 美作ラグビー・サッカー場 水島緑地福田公園 美作ラグビー・サッカー場 IPU環太平洋・大野小学校
29	山　　岳	６月18日	全種別	rocks CLIMBING GYM
30	カ　ヌ　ー	４月15日 ６月18日	スラローム・ワイルド スプリント	建部町旭川特設カヌー競技場 瀬戸町吉井川特設カヌー競技場
31	アーチェリー	５月７日 ６月４日 ７月９日	全種別	備前市日生運動公園アーチェリー場
32	空　手　道	６月11日	全種別	おかやま山陽高校体育館
33	銃　剣　道	７月２日	成年男子	奈義町Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館
34	クレー射撃	６月24・25日 ７月15・16日	スキート・トラップ	岡山県クレー射撃場
35	なぎなた	６月25日	成年女子・少年女子	未定
36	ボウリング	４月23・30日 ４月23・30日	成年男子・成年女子 少年男子・少年女子	両備ボウル・コーシンボウル 両備ボウル・コーシンボウル
37	ゴ　ル　フ	４月26・27日 ４月15・19日 29・30日	成年男子・女子 少年男子	鬼ノ城ゴルフクラブ 鬼ノ城ゴルフクラブ・備中高原北房カントリー倶楽部 後楽ゴルフ倶楽部・山陽ゴルフ倶楽部

※第73回冬季大会

1	ス　ケ　ー　ト	11月 (詳細未定) 11月 (詳細未定)	ｽﾋﾟｰﾄﾞ・ｼｮｰﾄﾄﾗｯｸ フィギュア	
2	ｱｲｽﾎｯｹｰ	未定	成年男子・少年男子	ヘルスピア倉敷
3	ス　キ　ー	平成30年1月	全種別	アルペン：大山国際チャンピオンコース ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰ：大山林間コース

第７２回国民体育大会実施要項総則（抜粋）

１　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第72回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年　齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本体育協会ホームページhttp://www.japan-sprts.or.jp/ 】

(1)　参加資格

ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

（ア）　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

（イ）　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8参加申込み方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

（ウ）　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

［注］上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ　選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育(スポーツ)協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ　第70回又は第71回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第70回又は第71回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

（ア）　成年種別

a　「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

［注］a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c　ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

［注］別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ)　少年種別

a　「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者。一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注]aから。は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d　JOCエリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e　東目本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東目本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

工　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

力　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア)　都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ)　健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ)　ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2)　所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア　成年種別

(ア)　居住地を示す現住所

(イ)　勤務地

(ウ)　ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ　少年種別

(ア)　居住地を示す現住所

(イ)　「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)

(ウ)　勤務地

(エ)　別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成29年4月30日以前から本大会終了時(平成29年10月10日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

［成年種別］

a　別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b　別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

［少年種別］

a　一家転住に係る者

b　別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者。

c　別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3)　選手の年齢基準

ア　選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア)　成年種別に参加する者は、平成11年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ)　少年種別に参加する者は、平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ)　年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成29年4月1日を基準とする。

イ　日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生(平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者)とする。

(4)　前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

(1)　成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア　居住地を示す現住所

イ　勤務地

ウ　ふるさと

(2)　「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

(3)　我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

(4)　「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

(5)　「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

(6)　ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(7)　参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1　以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

(1)　この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2)　本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア　親の転勤による一家の転居

イ　親の結婚、離婚による一家の転居

ウ　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3)　転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア　本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ　報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2　本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2)　転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1)　対象者

ア　少年種別年齢域の選手で」OCエリートアカデミーに在籍する者

イ　成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2)　少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3)　成年種別年齢域の選手のrふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4)　国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項(1)1)③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注](1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を下記のとおり定める。

1　特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1)　第31回オリンピック競技大会(2016年・リオデジャネイロ)に参加した者

(2)　平成29年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア　JOCアスリートプログラム強化指定選手

イ　各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ　中央競技団体が定めた強化指定選手

※強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2　特例の内容

(1)　予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2)　資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこ.ととし、以下のとおりとする。

ア　居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア)平成29年4月30日以前から大会終了時(平成29年10月10日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

a　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

b　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d　当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ)　合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ　勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア)　平成29年4月30日以前から大会終了時(平成29年10月10日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ)　当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3　国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③のとおりとする。

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1　特例の対象となる被災地城都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地城都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2　特例の内容

(1)特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

（ア）　平成23年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）　災害が発生しなかったと仮定した場合、平成29年4月30日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2)　避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第70回及び第71回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

（ア）　平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

もしくは当該特例対象県内のr学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）　移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成29年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

［注］「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ　本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第72回大会に参加した者が、第73回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項一(1)一1)一③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

〈例〉　○　避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○　避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○　他の都道府県に避難先を移す場合

(3)　避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

①　卒業中学校または卒業高等学校の所在地

②　災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成23～24年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。